



鳥取県公報

令和7年10月31日（金）
第 9 7 3 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（620）（政策統轄課）・・・・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の収納事務の委託（621）（文化政策課）・・・・・・・・・・・・・ 2
	県統計調査の実施（622）（消費生活センター）・・・・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）の利用料金 （623）（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・ 3
	指定構造計算適合性判定期間の変更の届出（624）（住宅政策課）・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥獣保護区の区域の指定（625）（鳥獣対策課）・・・・・・・・・・・・・ 5
	鳥獣保護区の存続期間の更新（626）（〃）・・・・・・・・・・・・・ 5
	特定猟具使用禁止区域の指定（627）（〃）・・・・・・・・・・・・・ 6
	公共測量の実施（4件）（628～631）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・ 6
	砂利採取法による採取計画の認可の公表（632）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・・・・・・・ 7
	開発行為に関する工事の完了（633）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・・・・・・ 8
◇ 公 告	鳥取県の人事行政の運営等の状況（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・ 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（デジタル改革課）・・・・・・・・・・・・・ 8

告 示

鳥取県告示第620号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

県出身学生のUターン就職等の状況調査

2 調査の目的

鳥取県出身学生の進路状況を調査することで、より効果的なUターン就職支援施策を行い、鳥取県の人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活性化・産業振興に欠かせない若年層の確保を図るための施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

全国の私立大学及び国公立大学（短期大学を含む。以下同じ。）

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

（1） 報告を求める事項

ア 令和6年度卒業生に係る鳥取県出身学生の学部別、学科別及び男女別の人数

イ アのうち就職した者の数、その就職先業種及び就職先職種

ウ イのうち鳥取県内就職者数及び具体的な就職先

（2） その基準となる期日

令和7年9月1日

5 報告を求める者

（1） 全国の私立大学及び国公立大学のうち、鳥取県出身者の在籍者数上位100校

（2） 鳥取県と包括協定又は就職支援協定を締結している大学から有意抽出した大学

6 報告を求めるために用いる方法

各大学に調査票を郵送するとともに電子ファイルを配布し、電子メールによる回答を依頼する。

7 報告を求める期間

令和7年10月31日から同年11月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第621号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、第69回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
日南町	日野郡日南町霞800	令和6年11月13日	令和7年10月14日	令和7年10月25日から 同年11月2日まで

鳥取県告示第622号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

消費者意識に関するアンケート

2 調査の目的

今後の消費者施策に反映させるため、消費者の消費生活に関する意識及び実態を把握することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1） 地域的範囲 鳥取県全域

（2） 属性的範囲 個人

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

（1） 報告を求める事項

ア 被害にあった消費者トラブルの内容

イ 消費者トラブルにあった際の相談先

ウ 受講した経験のある消費者教育の内容及びその実施場所

エ 消費生活に関する情報の入手先

オ 消費者ホットライン又は消費生活相談窓口の広告を見たことがあるか

カ エシカル消費につながる行動の実践度

キ エシカル消費に取り組んでいる（又は取り組んでいない）理由

（2） 基準となる期日

令和7年11月19日

5 報告を求める者

（1） 報告者数

鳥取県県政参画電子アンケート会員 約650名から850名

（2） 選定の方法

有意抽出

鳥取県県政参画電子アンケート会員を母集団名簿として、全員選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

鳥取県が電子メールで報告者に調査の回答を依頼し、報告者は県のホームページの県政参画電子アンケート画面にアクセスして、調査票への入力を行う。

7 報告を求める期間

令和7年11月19日から同月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第623号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 設備利用料等

項目	単位	料金
レンタサイクル回収	1 台につき	3,000円
シャワー設備	1 回につき	500円
コインランドリー	1 回につき	500円

(2) 占用許可・行為許可

区 分		単 位	金 額	
			非課税とされる都市公園の 占用	非課税とされる都市公園の 占用以外
都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の許可	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 平方メートルにつき 1 日	3 円	4 円
条例第7条第1項又は第2項の許可	物品の販売その他の営業に従事する者	1 人につき 1 日	410 円	
	集会、展示会その他これらに類する催し	1 平方メートルにつき 1 日	4 円	

備考

- 「非課税とされる都市公園の占用」とは、都市公園法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 占用面積が1平方メートル未満であるとき、又は占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 一件の利用料金の額が100円未満である場合における当該利用料金の額は100円とする。

2 承認年月日等

- 承認年月日 令和7年10月21日
- 適用開始年月日 令和7年11月1日

鳥取県告示第624号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
日本建築検査協会株式会社
- 変更する旨の届出があった事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
変更前 東京都中央区日本橋二丁目12-6
変更後 東京都中央区日本橋二丁目12-9
- 変更年月日
令和7年11月1日

鳥取県告示第625号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、大山オオタカの森鳥獣保護区を指定したので、同条第9項において準用する法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 鳥獣保護区の名称

大山オオタカの森鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線にある川手川を起点とし、同点から県道大山佐摩線に沿って西方へ進み、県道赤松大山線との交点に至り、同点から南西に進み、農道との交点に至り、同点から農道を北西に進み、町道清水原線に至り、同町道を西方に進み、町道畑・古前線に至り、同町道を水路に沿って約300メートル北西に進み、県有林界に至り、同点を県有林界に沿って北方に進み、里道に至り、同里道を北方に進み、県有林との境界に至り、同境界を東方に進み、県道大山佐摩線と里道の交点に至り、同点から県有林界を東方へ進み、川手川沿いのガードレールに至り、同所から川手川に沿って県有林界を東方へ進み起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積104ヘクタール）

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針**（1）指定区分**

希少鳥獣生息地の保護区

（2）指定目的

当該地域は、鳥取県西伯郡大山町に位置する104ヘクタールのアカマツ林であり、希少な野生生物であるオオタカの生息・営巣が確認されており、野生鳥獣の重要な生息地となっている。

また、当該地域は、鳥取県が平成16年に鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例を制定し、鳥取県立大山オオタカの森として保全している。

このため、鳥獣の生息・繁殖に重要な区域と認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、区域内に生息する鳥獣の保護を図るものである。

鳥取県告示第626号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	区 域	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
打吹山鳥獣保護区	倉吉市仲ノ町地内の県道倉吉福本線と市道葵町堺町三丁目線との交点を起点とし、同所から同市道を南方に進み、市道葵町湊町線に至り、同市道を東方に進み、市道野球場テニスコート線に至り、同市道を南西に進み、山道（通称外道山登山コース）に至り、同山道を南東及び西方に進み、外道山山頂に至り、同山頂から山道（通称外道山ハイキングコース）を西方に進み、市道みどり町2号線に至	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 また、特定外来生物種のソウシチョウが確認されており、継続して監視を続ける。

	り、同市道を西方に進み、市道みどり町中央線に至り、同市道を北西に進み、県道倉吉福本線に至り、同県道を北方及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		
--	---	--	--

鳥取県告示第627号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間	禁止する特定猟具の種類
水尻池特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市気高町奥沢見地内の市道宝木酒津水尻線と市道母木坂線の交点を起点とし、同所から市道宝木酒津水尻小沢見線を南東に進み、市道奥沢見光元線に至り、同市道を南に進み、市道奥沢見長丁線に至り、同市道を南西に進み、市道宝木奥沢見線に至り、同市道を北西に進み、市道母木坂線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	銃器
三朝高原特定猟具（銃器）使用禁止区域	東伯郡三朝町大字大瀬地内の県道鳥取鹿野倉吉線と町道大瀬本泉線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、三朝町山田地内にて県道三朝温泉木地山線に至り、同県道を東方及び南方に進み、三朝町三朝地内にて県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を東方に進み、町道三谷線に至り、同町道を南方に進み、県営小鹿第2発電所に至り、同発電所の敷地から南側山林との境界を北西及び西方に進み、三朝町横手地内で町道粟谷線に至り、同町道を北西に進み、町道横手本泉線に至り、同町道を南西に進み、町道大瀬本泉線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃	〃
天神川特定猟具（銃器）使用禁止区域	倉吉市道円谷町大原線の大原橋から下流の天神川の河川区域、倉吉市道中河原長坂線の東橋から天神川までの小鴨川の河川区域及び県道倉吉赤碕中山線の福光橋から小鴨川までの国府川の河川区域	〃	〃
佐陀川特定猟具（銃器）使用禁止区域	米子市道下郷4号線の下郷新橋から佐陀川河口までの佐陀川河川区域のうち両岸の堤防の裏側法肩の間の地域	〃	〃
宇治小堤特定猟具（銃器）使用禁止区域	岩美郡岩美町大字宇治字姥ヶ谷925の宇治小堤の湖面	〃	〃

鳥取県告示第628号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14

条第3項の規定により告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年10月14日から令和8年3月18日まで
- 3 作業地域 鳥取市河原町北村

鳥取県告示第629号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和7年10月21日から令和8年3月16日まで
- 3 作業地域 米子市彦名町

鳥取県告示第630号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和7年10月30日から令和8年3月16日まで
- 3 作業地域 米子市大袋

鳥取県告示第631号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港管理組合管理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び地形測量）
- 2 作業期間 令和7年11月3日から令和8年3月16日まで
- 3 作業地域 境港市中野町

鳥取県告示第632号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月31日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米 田 憲 司

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	

湖南実業 代表 井上 信久	鳥取市湖山 町北三丁目 468	鳥取市伏野字長者石 1738－2（6,158.52 平方メートル）	砂（25,948.775 立方メートル）	令和7年10月20 日から令和8年 10月19日まで	令和7年10 月20日
---------------------	-----------------------	---	-------------------------	----------------------------------	----------------

鳥取県告示第633号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和7年10月31日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和7年7月7日 鳥取県指令第202500090575号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市高松町字与次右エ門開
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市米川町273－1
松尾 航洋、松尾 彩花

公 告

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）第6条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は、省略し、その内容をインターネット上の鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1405890.htm>）に掲載する。）

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達の内容
 - （1）業務の名称及び数量
令和7年度HCL Notesライセンス調達業務 一式
 - （2）業務の仕様
入札説明書による。
 - （3）契約期間
契約締結日から令和9年1月31日まで
 - （4）納入期限
入札説明書による。
 - （5）納入場所
入札説明書による。
 - （6）入札方法等
入札は、紙により行うものであること。

なお、契約に当たっては入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和7年11月7日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

- (3) 入札説明書の交付方法

令和7年10月31日（金）午前9時から同年11月17日（月）午後5時までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年10月31日（金）から同年11月17日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年12月11日（木）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（水）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階令和の改新戦略本部・総務部会議室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、業務の名称、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒の表面に業務の名称、入札者の商号又は名称及び代表者氏名を記載した上で、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和7年11月17日（月）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、これらの者は、くじを辞退できないものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「令和7年度HCL Notesライセンス調達業務仕様書」（以下「仕様書」という。）中の一般事項を契約書に記載した場合は、当該条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products : HCL Domino License procurement activities, 1 set

(2) 2025-11-17 17:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2025-12-11 10:00 : Time-limit for submission of tenders

(2025-12-10 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Digital Reform Division, Digital Bureau, Reiwa Reform Strategy Headquarters, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7094